

## 志布志市条例公民館概要

### 1 名称及び位置

#### (1) 本館

名称	位置	電話番号
新橋地区公民館	志布志市松山町新橋268番地	099-487-2111
泰野地区公民館	志布志市松山町泰野547番地1	099-487-8154
尾野見地区公民館	志布志市松山町尾野見44番地3	099-487-8776
香月地区公民館	志布志市志布志町志布志三丁目28番6号	099-473-0321
安楽地区公民館	志布志市志布志町安楽1750番地4	099-472-3627
志布志地区公民館	志布志市志布志町帖3223番地	099-472-2601
伊崎田地区公民館	志布志市有明町伊崎田8846番地	099-474-1510
有明地区公民館	志布志市有明町野井倉1756番地	099-474-1111
川西地区公民館	志布志市有明町蓬原2249番地1	099-475-1107

#### (2) 分室

名称	位置	電話番号
志布志地区公民館分室	志布志市志布志町志布志一丁目8番10号	099-472-2601

### 2 開館時間

午前8時30分から午後10時まで

(川西地区公民館の加工調理室及び洗濯乾燥室の使用時間は、午前8時30分から午後5時まで)

### 3 休館日

#### (1) 月曜日

#### (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

#### (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

ただし、(1)及び(2)のいずれにも該当する日は、休館しない。この場合においては、その翌日を休館日とする。

### 4 使用料

別表のとおり

### 5 使用方法

空き状況を確認の上、別に定める志布志市公民館使用（変更、取消）許可申請書により申請後、使用料を前納し使用する。

また、使用料の減免を受ける場合は、別途定める志布志市公民館使用料減免申請書において、申請し許可を受ける。

(別表)

## 志布志市条例公民館使用料

区分		使用時間	午前8時30分から	午後6時から
			午後6時まで	午後10時まで
新橋地区公民館	会議室	1時間につき	110円	160円
	和室	1時間につき	110円	160円
	ホール	1時間につき	200円	310円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
泰野地区公民館	会議室1	1時間につき	110円	160円
	会議室2	1時間につき	110円	160円
	和室1	1時間につき	110円	160円
	和室2	1時間につき	110円	160円
	陶芸室	1時間につき	110円	160円
	ホール	1時間につき	200円	310円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
尾野見地区公民館	会議室	1時間につき	110円	160円
	和室	1時間につき	110円	160円
	ホール	1時間につき	200円	310円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
香月地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円
	和室	1時間につき	110円	160円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
安楽地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円
	和室	1時間につき	110円	160円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
志布志地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円
	和室	1時間につき	110円	160円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
志布志地区公民館分室	大会議室	1時間につき	200円	310円
	小会議室1	1時間につき	110円	160円
	小会議室2	1時間につき	110円	160円
	和室	1時間につき	110円	160円
伊崎田地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円
	和室	1時間につき	110円	160円
	調理実習室	1時間につき	110円	160円
有明地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円
	小会議室1	1時間につき	110円	160円
	小会議室2	1時間につき	110円	160円

	和室	1時間につき	110円	160円	
	多目的ホール	入場料を徴収しない場合	1時間につき	840円	1,260円
		入場料を徴収する場合	1時間につき	1,680円	2,520円
川西地区公民館	大会議室	1時間につき	200円	310円	
	小会議室	1時間につき	110円	160円	
	和室	1時間につき	110円	160円	
	加工調理室（加工料を含む。）	1人1時間につき	110円	—	
	洗濯乾燥室	1工程（洗濯及び乾燥）につき	440円	—	

備考

- 1 冷暖房装置を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
- 4 志布志市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 備考1及び4の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 川西地区公民館の加工調理室の使用は、原則2人以上とする。
- 7 川西地区公民館の加工調理室及び洗濯乾燥室を使用する場合におけるこの表の使用時間の適用については、同表中「午前8時30分から午後6時まで」とあるのは、「午前8時30分から午後5時まで」とする。

2 有明地区公民館設備等使用料

区分		金額
音響設備	1式1時間につき	160円
映写機設備	1式1時間につき	330円
照明設備	1式1時間につき	680円
ピアノ	1台1時間につき	680円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。